



- 管内維持修繕業務 軽トラック車両自走事故発生を受けて、再発防止のための全社情報共有と再発防止の取り組みを行う。
- 各事業所は、①駐車場の現状再点検、②車両の逸走防止対策、③駐車・発進時の車両操作手順書の整備、④事故の際の連絡体制を再点検すること。

1、今回事故の発生要因

- ①車両の逸走防止のための防護さく(車止め)がなかった。
- ②マニュアル車の駐車手順の理解不足。駐車手順の周知不足
- ③不安全行動(人力により車両の後進を止めようとした)。

2、再発防止策

- ①車両駐車場の勾配、周辺状況等を再点検
- ②車両の逸走が懸念される場合は、注意喚起(看板等)並びに逸走防止対策を実施(仮設Gr+H鋼等)
- ③「車両の駐車時・発信時における操作手順書」「車両の本線停車時における操作手順書」の作成、周知徹底
- ④現場の事故報告は、■■■以下、■■■関係なく、■■■へ確実に連絡がいく体制を再徹底する。

また、事故当事者が負傷した場合は、速やかに救急車を要請し、病院に搬送するものとし、また、事故当事者に遅れて症状が現れた場合は、連絡体制に従って速やかに■■■に報告を行うとともに、病院での診察等適切な対応を行うよう■■■を指導・教育する。

# 東海北陸自動車道 管内維持修繕業務

## 軽トラック車両自走事故について

- 1.発生日時 : 平成27年06月25日(木) 18時00分ごろ……『夜間工事の最終日』
- 2.発生場所 : 東海北陸自動車道 夏厩高架橋下資材置き場 (夜間工事臨時駐車ヤード 117KP付近)
- 3.事故概要 : 作業開始のため、車両輪留めを外した際、サイドブレーキの掛りが完全ではなかったため、車両が後進し始め(距離≒15m、落差≒7m)、傾斜地のり面(勾配≒1:2程度)を自走・滑落、河川手前で停車したものの。

けが人は無し、道路損傷無しのため、工事続行した(当事者へのヒアリングできず。代行者から確認)

その後当事者が腰に痛みを訴え通院、6/30CT検査を受けたことから、再事情の徴収の結果2名が関係する転倒事故で、1名は負傷(ヘルニアの疑い)が発覚したため、労基署へ届け出たもの。

### 4.時系列

- 18:00頃 警備員より第一報:軽トラ自走。駐車ヤード外の斜面から河川側へ自走・落下。
- 18:10 メンテ社員現場着。確認調査  
(メンテ借用の規制用のバルーン照明搭載車(軽トラ)。けが人無、道損無し。救出レッカー要請)  
けが人無し、車両損傷もないため、作業続行。
- 18:30 メンテ所長現着。ヒアリング実施。(代行者より)
- 18:45 レッカー車(下島自動車)到着～作業開始
- 19:49 レッカー作業終了。車両仮置。リース会社へ返却・引渡し(6/26)。

・夜間通行止め工事期間 6月22日(月)～6月26日(金)＜20:00～翌6:00＞

6/26(金) 当事者①は痛みがあることから、整骨院受診

6/28(日) 痛みがひかないため、再度 受診

6/29(月) 痛みがひかないため、X線検査・・・骨折なし

6/30(火) 痛みがひかないため、CT検査・・・腰部挫傷(ヘルニアの疑い)との診断

7/ 1(水) 業務に復帰

(メンテ):当事者の通院で勤務休みが続いたことの情報を受け、再度事情を確認。

・事故当時、関係者は、2名で、両名とも現場を離脱して工事作業に向かったこと

・当時の状況確認時には、当事者以外の者にヒアリングしていたことが確認され、詳細が判明した。

7/1(水) 16:00 メンテ所長から、■労基署(課長)への説明

17:00 メンテ安全会議にて当事者指導、作業関係者への再発防止  
(どんなことでも速やかに報告するよう指導)

7/3(金) 17:00頃 ■労基署 署長からHSCあて、再説明の要請の連絡。

17:10頃 メンテ所長から、労基署長あて電話、再説明の日時確認

7/6(月) 11:00 メンテ所長が労基署長に再説明

7/9(木) 労基署から、指導票(■労基⇒メンテ)が手渡される

7/13(月) メンテから、■労基へ労働者死傷病報告(休業5日)

7/17(金) 緊急安全大会実施

7/29(水) 労働基準監督署に対し指導票交付に関する是正措置の報告 (是正報告受諾)

# 東海北陸自動車道 ■管内維持修繕業務 軽トラック車両自走事故について

## 5、事故の発生要因

- ①逸走防止のための防護さく(車止め)がなかった。
- ②マニュアル車の駐車手順の理解不足。駐車手順の周知不足
- ③不安全行動(人力により車両の後進を止めようとした)。

## 6、災害発生に至った問題点と再発防止策(資料-1 「改善措置」)

- ①駐車時の防護さく(車止め)、逸走防止対策の未設置(資料-1 P5～P6)

⇒工事用車両を駐車する場合は、仮設の車止め等の逸脱防止対策を講じるまで駐車しない。

⇒駐車エリア内における転落等の危険箇所に係る区画線及び看板表示

⇒車両の逸走防止対策の実施(仮設Gr+H鋼)

- ②マニュアル車の停止時、発車時のギヤ確認、サイドブレーキの確認の理解不足(資料-1 P7)

⇒「車両の駐車時・発信時における操作手順書」「車両の本線停車時における操作手順書」の作成、周知徹底

- ③発注者及び関係者への連絡及び報告遅延(資料-1 P9～P12)

⇒連絡体制を■～■関係なく、■へ連絡する2系統の連絡体制を確立(名刺サイズの「緊急連絡カード」を配布)

⇒「労働災害発生等緊急事態に係る対応マニュアル」を作成し、同マニュアルに基づく安全教育の実施・徹底

## 7、添付資料

- ・「平成26年度 東海北陸自動車道 ■管内維持修繕業務における工事中事故に関する改善措置」
- ・ ■労働基準監督署 指導票

# 東海北陸自動車道 管内維持修繕業務 軽トラック車両自走事故について



## 位置図

- ◇夏厩高架橋下の資材置場
- ◇夜間工事用の仮駐車場
- 負傷者、道路損傷等無し
- 自走：距離約15m、落差約7m(河川手前停止)



# 東海北陸自動車道 管内維持修繕業務 軽トラック車両自走事故について

写真(バルーン軽トラの自走)



駐車位置



駐車位置

